

第 56 号	関西圏大学非常勤講師組合	2018年7月15日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 関西大学が5年無期契約への転換を拒否 p1 2. 立命、一部授業担当講師を救済 p.2
3. 大阪産業大学、非常勤講師を5年で首切り、無期雇用転換権を妨害 p.2~3
4. 5年無期転換権をめぐる関西圏の大学対応一覧 p.3~4 5. 夏季カンパのお願い p.4

関西大学が5年無期契約への転換を拒否

関西大学は、昨年12月の団体交渉で、「任期法」を適用して無期契約への転換を10年に延ばすと当初回答しました。しかし、組合の追及で理事長が見直しを検討すると回答しました。その後、大学から組合に何の連絡もなく3月末に次年度の「契約書」と「非常勤講師雇用規定（「就業規則」に相当）」が送られてきました。これらの内容は昨年までのものとまったく同一のものでした。今年は、それに加えて「任期を定めて任用する教員に関する規定」が新たに追加されていましたが、それについての説明は一切なく、非常勤講師に「任期法」を適用するとの文言はありませんでした。

4月になって組合員が、人材開発課(人事課)に無期契約への転換申し入れ書を持参したところ、大学は非常勤講師は「任期法」が適用されることになったので受け取れませんと申し入れを拒否しました。組合員は、受け取れない理由について文書で1ヶ月以内に回答するよう

要求しました。そして、6月末になってようやく大学から文書で回答がありました。それによると同大学では「任期法」に基づいて「任期を定めて任用する教員に関する規定」を制定しているので、非常勤講師にその「規定」を適用し無期契約への転換申し入れは一番早い時期で2023年4月1日以降になるとの文書回答がありました。

しかし、「任期法」4条2項では「任命権者は、前項の規定により任期を定めて教員を任用する場合には、当該任用された者の同意を得なければならない。」となっており、非常勤講師に「任期法」を適用するなら本人との同意の必要があります。大学が送ってきた「契約書」は前年とまったく同じもので、それは非常勤講師としての「契約書」にしかすぎません。非常勤講師の「就業規則」の変更もなく、一方的に「任期法」を適用し5年での無期契約転換の申し入れを拒否することは許されません。(文責・江尻)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール: sodan@hijokin.org

立命、授業担当講師救済へ

すでに当組合のニュースでお知らせしたように、立命は非常勤講師の無期転換権行使を謳った就業規則とは別に、上限 5 年という雇用期間を定めた新就業規則(「授業担当講師制度」)を施行しました(2016)。そのなかに、授業担当講師が過去に他の職種(研究員など)で雇用されていた場合、合算して 5 年たてばそれ以降の再雇用はしないという条文がありました。さらにその起点を 2013 年にするという法人側の解釈により、はやくも 2018 年 3 月で雇止めされる授業担当講師が出てきました。

当組合と「ユニオンぼちぼち」とで共同団交を重ねた結果、法人は上記の条文を廃止し、かつ 2013 年起点という解釈を撤回し、雇止め該当者に対しては、①2018 年後期の担当科目を探す ②担当できなかった場合は 2019 年度の担当科目を探す ③2018 年度の担当科目が斡旋されてもされなくても、19 年度からの「授業担当講師としての無期雇用契約」を本人の希望により認める、ということになりました。

これらは団交の成果ですが、組合はそもそも授業担当講師制度の廃止を要求してきました。しかし、法人は授業担当講師制度の廃止自体は認めておらず、無期転換権の行使にしても「授業担当講師として」という、本来であればありえないやり方で例外を作り、その上で授業担当講師制度自体を維持しようとしています。また、2018 年度に雇用されなかった当該にたいして、組合は、2017 年度に担当していた科目相当分の給与全額を支払えと要求してきましたが、法人は半額(不開講補償と同じ金額)しか支払わないという方針です。これについては、引き続き団交で解決を図ります。

なお、新就業規則制定にあたり、「ユニオンぼちぼち」の組合員が、労働者過半数代表の選出に異議ありとして、京都地検に学校法人立命館・理事長・総長を刑事告発していましたが、法人と理事長については起訴猶予、総長については嫌疑不十分と判断されたため、現在、検察審査会に不服申し立てをおこなっています。(文責 長澤)

大阪産業大学 非常勤講師を 5 年で首切り、無期雇用転換権を妨害

大阪産業大学が今年になって突然、雇用契約期間を最長 5 年とする契約書を送ってきました。当該が調査したところ、任期に関する規程を昨年 8 月 10 日付で制定していることが明らかになりました。しかしその制定にあたっては、当事者である非常勤講師には全く知

らされておらず、説明もされていません。本来こういった変更がある場合、全労働者によって選ばれた労働者代表に事前に意見聴取をする必要がありますが、そもそもその労働者に非常勤講師が含まれていません。これは労基法の 90 条違反となります。また、就業

規則を変更した場合はそれを周知する義務がありますが、大学当局はこれも全く怠っています。これは労基法の106条第1項の違反です。

当該である私と他の非常勤講師1名が5月に2013年4月から施行の労契法18条に則り無期雇用転換権の申し込みをしたところ、研究開発強化法で5年を10年に読み替えると称して、これを拒否してきました。一方で大学側は任期を最長5年としているので、非常

勤講師は永遠に無期雇用転換権が行使できません。つまり、これは無期雇用転換権行使の妨害を目的とした悪質な脱法行為なのです。産業界に多くの人材を送り出している大学が、このような労働法の趣旨を逸脱した行為を行っていることは大問題であり、組合は断じて容認しません。今後関係方面とも連携を取りながら、この「イカサマ規程」を撤廃させていく予定です。(文責・浦木)

5年無期転換権をめぐる関西圏の大学の対応一覧

関西圏の大学の5年で無期転換権をめぐる対応について「労働条件アンケート」などを基に一覧でお知らせします。

①非常勤講師を労働者と認めず、労働契約18条の適用そのものを否定している大学は大阪大学だけです。同大学は、このままでは2023年3月に非常勤講師の大量雇い止めが発生します。

②立命館大学は非常勤講師については5年で無期転換権を認めました。しかし、新たに「授業担当講師」制度をつくり、5年にさかのぼって適用しようとしたが、記事のように組合の抵抗で5年さかのぼっての雇い止めは廃止に追い込まれました。しかし、「授業担当講師」制度そのものは廃止せず、2021年以降には授業担当講師の大量雇い止めが予想されます。

③非常勤講師に労働契約法18条の「特例」を使って、5年での無期転換権を拒否した大学が多くあります。京都産業大学は現在の「就業規則」を廃止しなければ2023年

3月に非常勤講師の大量の雇い止めが発生します。同志社大学は、2016年3月以前からの非常勤講師は10年で無期転換になりますが、2016年4月以降採用の非常勤講師は10年後の2026年3月に雇い止めになります。大阪産業大学も新たに5年上限の非常勤講師就業規則を作成しました。関西大学と関西学院大学は5年での無期転換権は認めず、10年に引き延ばしました。

④5年で無期転換権を認める一方で、新規採用された非常勤講師に5年上限を付けた大学は神戸大学、大阪工業大学、摂南大学、花園大学などです。

④労働契約法18条に基づいて今年4月から無条件で無期契約の転換権を認めた大学は、京都大学、龍谷大学、近畿大学、大阪教育大学、京都教育大学、京都工繊大学、

大阪電気通信大学、阪南大学、神戸女子大学などです。5年後には再び、いっそうの
非常勤講師の大量雇い止め問題が起こる
のは確実です。 (文責・江尻)

夏季カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

2018年度4月から労働契約法18条に基づいて5年で無期契約への転換権が発生しました。しかし、記事にあるように無条件に5年で無期転換を認めた大学は少数で5年後にはいっそう多くの非常勤講師が雇い止めになる可能性が高まっています。

近年、カンパを寄せていただいていた人たちが大学を定年退職となり組合のカンパ額が減少傾向にあります。組合活動を強化していくには財政基盤の強化が不可欠です。皆様方のカンパへのご協力をお願いします。(振替口座は00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」)

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(—)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費: 10000円/年 (年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費: 1口1000円/年 (3口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻) 月の午後

メール: sodan@hijokin.org(随時)

